



令和6年4月8日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、三愛物産株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先> 中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先> 建政部 建設産業課

課長 にのみや たかゆき 二宮 崇幸、課長補佐 うの きみたか 宇野 公崇

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

三愛物産株式会社

所在地：愛知県名古屋市東区筒井3-4-12

許可：国土交通大臣許可（特-4）第6903号

代表者：平井 哲（ヒライ テツ）

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 期間

令和6年4月23日から令和6年8月20日までの120日間

3. 処分理由

三愛物産株式会社岐阜支店長は、他の者と共謀の上、岐阜県山県市が発注した指名競争入札に関し、公の入札等で契約を締結するためのものの公正を害する行為を行った。

これにより、同社岐阜支店長が令和5年12月19日付で刑法96条の6第1項（公契約関係競争入札妨害）の罪により岐阜簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。